

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第59号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（女性福祉相談所長への委任）</p> <p>第6条の3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第5条の規定による婦人保護施設への保護を行うこと。</p> <p>（保健所長への委任）</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(225) (略)</p> <p><u>(226)</u> (略)</p> <p><u>(227)</u> (略)</p> <p><u>(228)</u> (略)</p> <p><u>(228)の2</u> (略)</p> <p><u>(228)の3</u> (略)</p> <p>(229)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（女性福祉相談所長への委任）</p> <p>第6条の3 次に掲げる事務は、女性福祉相談所長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第5条の規定による婦人保護施設への保護を行うこと。</p> <p>（保健所長への委任）</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(225) (略)</p> <p><u>(226)</u> <u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第4項の規定により、労働局長に通知すること。</u></p> <p><u>(227)</u> (略)</p> <p><u>(228)</u> (略)</p> <p><u>(228)の2</u> (略)</p> <p><u>(228)の3</u> (略)</p> <p><u>(228)の4</u> (略)</p> <p>(229)～(267) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則中第6条の3第2号の改正は平成26年1月3日から、その他の改正は公布の日から施行する。